

(別 紙)

## 損 害 額 計 算 書

### 1 商標法38条2項に基づく算定による損害金

(1) 平成18年2月1日から同18年12月31日までの間(11ヶ月間)の分

金5,971,658円 [a]

① 上記期間(11ヶ月間)の原判決認定の被告7商品の販売による第一審被告の得た利益

29,858,290円

② 商標法38条2項の適用に関する寄与率

20%

③ 上記期間の被告7商品の販売による第一審原告の蒙った損害額

$29,858,290(\text{円}) \times 0.2 = 5,971,658(\text{円})$

(2) 平成19年1月1日から同20年1月31日までの間(13ヶ月)の分

(期間拡張分)

金7,057,414円 [b]

① 上記期間(13ヶ月)の原判決認定の被告7商品の販売による第一審原告の蒙った損害額

$5,971,658 \times 13 / 11 = 7,057,414(\text{円})$

### 2 商標法38条3項に基づく算定による損害金

(1) 平成17年8月1日から同18年1月31日までの間(6ヶ月)の分

金13,878,075円 [c]

① 上記期間(6ヶ月)の原判決認定の被告36商品の販売による第一審原告の損害

5,551,230円

② 商標法38条3項に基づく使用料率

5%

③ 上記期間の原判決認定の被告36商品の販売による第一審原告の蒙った使用料相当損害額

$5,551,230(\text{円}) \div 0.02 \times 0.05 = 13,878,075 \text{円}$

(2) 平成18年2月1日から同18年12月31日までの間(11ヶ月)の分  
金20,204,842円 [d]

① 上記期間(11ヶ月)の原判決認定の被告29商品の販売による第一審原告の損害

8,081,937円

② 商標法38条3項に基づく使用料率

5%

③ 上記期間の原判決認定の被告29商品の販売による第一審原告の蒙った使用料相当損害額

$8,081,937(\text{円}) \div 0.02 \times 0.05 = 20,204,842 \text{円}$

(3) 平成19年1月1日から同20年1月31日までの間(13ヶ月)の分  
(期間拡張分)

金23,878,449円 [e]

① 上記期間(13ヶ月)の原判決認定の被告29商品の販売による第一審原告の蒙った使用料相当損害額

$20,204,842(\text{円}) [\text{上記2(2)[d]の11ヶ月間の金額}] \times 13 / 11 = 23,878,449(\text{円})$

3 弁護士費用・弁理士費用

金3,000,000円[f]

4 総計 金73,990,438円

上記[a] + [b] + [c] + [d] + [e] + [f]の合計額